

明治期の東京警監学校と清国留学生

孔 穎*

The Tokyo Police & Prison Officers' School during the Meiji Era with Its Chinese Students

KONG Ying

The Tokyo Police & Prison Officers' School was set up in 1906 specially for the training of Chinese police and prison officers. It happened at the request of Yuan Shikai, the Governor of Zhili Province of the Qing Dynasty and after negotiations between the Chinese Minister and the Japanese Metropolitan Police Department of Tokyo. The school was a result of the Qing Government's early 20th century enthusiasm in political and legal reform, partly through transplanting Western legal systems. Although the school has long been forgotten in spite of the great amount of academic study on Chinese students' activities in Japan during this period, it is worth attention as many of its graduates later became very active in China's judicial professions. Some of its students belonged to the Japanese Prison Observation Project, initiated by Zheli Government and jointly conducted by 10 provinces, others were regular Chinese overseas students in Japan at public or private expenses.

Key Words: the Tokyo Police & Prison Officers' School, Yuan Shikai, Japanese Prison Observers, Wang Yuanzeng, Ogawa Shigejiro

一、はじめに

1906年8月20日付『東京朝日新聞』に、「日本獄制調査」と題する記事が掲載されている。

十九日北京特派員発 各省総督巡撫は政府の命令に據り各自数名の委員を日本に派遣し六箇月間監獄制度を取調べさせ其帰京を待つて監獄改良に着手する筈。¹⁾

この記事から、清国各省の総督と巡撫は清政府の監獄改良の命令により「調査日本監獄員」を日本に

* 孔穎：浙江工商大学東方言語文化学院副教授。

1) 「日本獄制調査」、『東京朝日新聞』1906年8月20日、朝刊第4頁。

派遣し、六か月間にわたる監獄制度を取り調べさせ、帰国後に監獄改良に着手したことが知られる。

直隸をはじめとする十省連合派遣の「調査日本監獄員」について、最初の報道は1906年5月6日付『申報』に見られ、「電商派員赴日考察監獄」と題する記事である。提議したのは直隸省で、各省に呼びかけ、「東洋へ監獄制度視察に人員を派遣し、六か月を期限に、直隸蘇皖江浙齊豫秦晋十省、すなわち直隸、江寧、江蘇、安徽、江西、浙江、山東、河南、陝西、山西の十省が連合派遣し、一班に合併する」という内容の電報を打った。兩江総督は受信して、「警察学堂から蘇（江蘇省）皖（安徽省）贛（江西省）という三省の在籍者を各二人派遣し、さらに江寧から四人選び、合わせて十人派遣する予定で」、「東語のできる者を優先的に選び」、「学習修了後、各省に帰還し役職に当たるべし」と回答した。²⁾ 東語すなわち日本語の出来る人物を優先して派遣することにしたのである。

二か半月後の7月18日、『申報』は引き続き報道した。「電商派員学習巡警監獄諸法」と題する記事において、十省の地方政府は監獄改良を図るために、役人五十名を日本へ監獄視察に派遣し、約六か月滞在したとのことで、さらに派遣理由と方法を詳細に紹介した。

直隸総督袁世凱はこの大規模な日本監獄制度視察の派遣計画の提議者であった。事実上、直隸は中国全国の監獄改良の先端をリードしていた。1903年、袁世凱は率先して刑部の飭令にしたがい、罪犯習芸所を創設して近代獄制の作業制度を導入し、監獄改良の幕開けとなった。天津府知府凌福彭を二回も日本へ派遣し、日本監獄を視察させた。巢鴨監獄を手本に、1904年6月に創建した天津罪犯習芸所は各省から見学の人々が殺到し、中央政府の法部官吏も視察に訪れるほど、全国の模範となった³⁾。直隸は行政区画に五道あるため、五か所の罪犯習芸所を設立する必要があったが、財政困難のため一斉に建立できなかった。そこで、天津と県庁所在地の保定にだけ建てることにした。二所のうち、天津所は先に設立し、保定省所はそれを模倣して1905年に完成した。1905年4月28日、刑部は、日本を手本にして監獄改良を開始すべしと各省に号令した。袁世凱は「今まで管理の人材が居ないため、海外へ派遣し、監獄制度を実地調査した上で管理法を学ばなければならない。新政を古い方法で進めても効果がないため、外人に軽視された」、「管理員の育成が第一要義である」という見方を示し、日本視察の派遣計画を決定したのである。他の地方政府と連合派遣する原因は、「東洋留学の場合、五十人が一班になるという日本の学校制度に合わせることにある。夏休みの後に、入学できる。学習人数が足りないと不便である」とある⁴⁾。

同記事に「弊所学生擬定六月内到滬」と見られ、すなわち直隸省が派遣する范炳勳、高蘊傑、蔡振洛、呂文憲等五名の調査日本監獄員が、同年六月に上海に向かい、他の省のメンバーと合流し渡日する予定であった。半年後の1907年2月に帰国し、范炳勳は天津習芸所典獄に、高蘊傑、蔡振洛は天津習芸所看守学堂の専任教員に着任した。

十省のうちの一つである浙江省は同じく直隸省から電報を受け取り、積極的に対応していた。五月二十四日の「示期伝考報習警獄各官」と題する記事に、浙省で行われた渡日人員の選考過程が紹介されて

2) 「電商派員赴日考察監獄」、『申報』1906年5月6日、第3版。

3) 「候補直州判蔡振洛上直督袁改良直隸監獄條陳並批」、『北洋公牘類纂』、文海出版社1967年版、第425頁。

4) 「電商派員学習巡警監獄諸法」、『申報』1906年7月18日、第3版。

いる。

浙省前接直藩電開請速派員同赴日本學習巡警監獄各法。業早諭知擬派佐雜五員。連日報名者已有三十余人，遂於十八日截止，示期二十日在臬署考選。聞東曆九月以前須一律到日。所需川資學費則概由籌餉局支撥業已籌有款矣。⁵⁾

浙江省は五名の定員枠で公募したところ、三十余人が応募したので、十八日に締め切り、翌々日の二十日に選抜試験を行った。日本の入学制度に従って、九月までに日本へ到着するように手配した。また、旅費や学費は調達済みであった。

前述したように、直隸が各省と連合して五十名の「調査日本監獄員」を派遣し、六・七月ごろ上海で合流し渡日するように提議したのは、五十名が一班となり、夏休み後の九月に開講するという日本側の入学制度に合わせたためである。

五十名の「調査日本監獄員」が入学したのは、1906年2月に創立した東京警監学校である事が調査で判明した。中国留学生の入学した学校に関する先行研究は膨大な数に及ぶが、東京警監学校は、ほとんど中日両国の学界に知られていない。

そこで本論は、東京警監学校を研究対象としてその成立経緯を究明し、実況を描き、「調査日本監獄員」と卒業生の実像について論述するものである。

二、東京警監学校の成立経緯

1906年2月に創設された東京警監学校は、直隸総督袁世凱の要請により、清国公使が日本警視庁と協議した結果、東京で誕生した。中国人留学生のため官許を得て警察並に監獄の学理と実務を勉強する専門学校であった。これまであまり知られていない創立経緯は明治39年（1906）2月『日本監獄協会雑誌』（Vol.19 No.2）から読み取ることができる。

清国の警察官及監獄吏の養成は袁世凱よりの依頼に依り警視庁に於て自から適當の教授を為し来りたるが今回清国公使との協議の上下谷区谷中真島町一番地に東京警監学校を設立し警視庁に在りし同養成所を全部茲に移し関清英氏其総理となり数十名の博士学士を聘し授業を開始せりと云ふ。⁶⁾

この記事から明らかなように、東京警監学校は清国の警察官及監獄吏の養成のため、袁世凱が日本警視庁に依頼し、東京下谷区谷中真島町一番地に設立されたのである。

1906年1月17日付『東京朝日新聞』に下記の「清国学生警監教育」と題する記事が掲載されている。

5) 「示期伝考報習警獄各官」、『申報』1906年7月15日、第9版。

6) 〈雑録〉「東京警監学校」、『監獄協会雑誌』Vol.19 No.2 (207)、明治39年2月（1906/02/20）、第58頁。

清国内政の改革すべきもの挙て数ふべからざるも其最も急なるは実直なる警官及び監獄官吏の養成に如くもの無し我朝野の有志は下谷谷中に東京警監学校を設け総理に関清英、教頭に古賀廉造、舎監に片岡寛喜、学術顧問に高橋作衛の諸氏を推し専ら我邦に留学する清国学生中真面目にして他日清国警察監獄改良の任に当らんとあるものの為め献身的に業を授くることとなり来十八日開校二月一日より授業を始むといふ。⁷⁾

東京の下谷区谷中真島町一番地に設けられた東京警監学校は、1906年1月18日に開校し、2月1日に授業を開始した⁸⁾。上述の1月17日付『東京朝日新聞』に、記事のほかに、学校の日本語広告も載せている。さらに18日、19日、20日と四日間連続して広告を掲載した。また、2月8日、9日と二日間連続して学校の中国語広告も掲載した。その中に、学校の建学趣旨について、「本校は中国留学生の為め官許を得て警察並に監獄の学理と実務を練習せしむる専門学校なり」と言明した。とりわけ学校の教育レベルを強調し、「本校の講師職員は名誉ある博士学士並に多年実地の経験を有する当局者を以て組織す」とアピールした⁹⁾。宣伝どおりに、学校総理関清英は元警視總監で、教頭古賀廉造は在任警保局長で、学術顧問高橋作衛は東京帝国大学法学博士であった。

さらに、明治39年(1906)11月の『同仁』第一巻第六号に掲載された「留学生学校概況」によると、東京警監学校の詳細が分かる。実際の開校日は1月18日ではなく、ほぼ一か月遅れた2月15日となった。「学校は谷中真島町の高台に建設せらる。土地広闊、四近静閑、学校位置として最も恰好の地点たり。該校設立の目的は校名の指示するが如く、清国留学生に向ひ、警察監獄に関する学理及実務を教授するにありて、明治卅九年二月十五日の開校に係れり。創設以来日尚ほ浅きにも拘はらず、学生の数日に月に増加し、今日に於ては実に六百余名の多数を算するの盛況を見るには至りぬ。」とある。学科学年については、「学科は警察科、監獄科の二科に分かれ、各々本科、速成科、研究科の三部を置けり。而して本科は二ヶ年、速成科及研究科は一ヶ年を以て卒業する規定なり。現今に於ては警察、監獄科共同一学科を修習し、唯監獄科に於ては、民法及国際公法の二科目を缺くを以て異なりとす。今ま客月十九日の調査に依るに、警察及監獄の両科を併合し、其速成科に属するもの百十三人、本科に属するもの五百三人の現計にして、其中五百七十三人は警察科に、四十三人は監獄科に属するものなりと云ふ。」と紹介されている。また、寄宿舎について、「学校構内に設けられ、約六十名を収容するに至れり。市塵を避け熱鬧に遠ざかり、頗る研学の好適地と為す。故に開校の当時に於ては、学生の来たりて寄宿舎に投ずるもの甚だ多く、為に舎内は大抵満員を告ぐるの状態に在りたる」とされた。そして、当時清国留学生が一般に速成を喜び、長期間の研究を厭う傾向があるが、東京警監学校は速成科の生徒がわりと少なかった。その原因に関して、同記事には「警監学校に於ては夙に此に鑑みる所あり、成るべく速成の入学を抑へて本科の研究を勧告し、学生将来の方向に過誤なからしめんことを努めつつあり。是れ該校速成科生徒の比較的少数なる主因にして、行く行くは此の速成科を全廃し、単に本科及び研究科の二部となす方針

7) 「清国学生警監教育」、『東京朝日新聞』1906年1月17日、朝刊第3頁。

8) 「清国留学生招募」、『東京朝日新聞』1906年2月8日、朝刊第1頁。

9) 「中国留学生募集」、『東京朝日新聞』1906年1月17日、朝刊第1頁。

なりと云ふ。」と縷述して推奨した¹⁰⁾。

三、東京警監学校の実況

上述したように、創設当初は寄宿舎内がほぼ満員の状態であったが、9か月過ぎた同年11月になると、投宿者は60人から僅か20人に減少し、およそ三分の一に急減した。その原因は学校側にあるのではなく、中国留学生の放縱不羈な習性によるものらしい。「元来支那人の日常生活は、吾人の予想以上に放縱不羈なるものあり。寄宿舎の中に行住坐臥して、規律あり、節制ある生活を為すとは到底彼等の堪へ得る所にあらず。是に於てか一人去り二人去り、今日に於ては僅々二十人位に過ぎずと云ふ。」とある¹¹⁾。

宿舎入居者の激減に関し、報道者は学校側が留学生を酷待冷遇するのではなく、留学生自身こそ起居随意の風習に委ねて節制規律ある学校生活に耐えられないことを反省しなければならないと忠告した。「元来留学生収容の学校が概して其の学生を酷待するの弊風ありとは、留学生側の論議として、屢々吾人の鼓膜に入れる所なり。彼等が同郷学生の会合等に於て、口角沫を飛ばして論議する所、往々極端なる日本攻撃に走り、中には流涕歔歔して日本人の冷遇を訴ふるものありと云ふも、此の如きは実に噴飯至極の沙汰にして、彼等平生の起居随意の風習に狃れて、節制規律ある学校生活に堪へ能はざる結果たるに外ならず。彼等が寄宿舎生活を継続し能はざる如きも亦其の一証たるなからんや。任に留学生教育に膺るものは実に十二分の慎重熟慮を要すと雖も、留学生自身も亦其身将来の重任を反省して大いに慎む所ろ無からざるべからず。」と見られる¹²⁾。

学生の種類について、公費生と私費生に分けられた。概ね公費生は真面目に勉学するのに対して、私費生は放縱に流れると定評があった。下記のコメントは退学者統計という一端から両者の懸隔ある相違について論述を展開されている。「留学生が放縱不羈なる風習に浸潤して一定の秩序、規律、節制に随順し能はざるは前項縷述する所の如くなるが、今ま此の点につき、公費生と私費生とを対照比較するとき、其の間多少の区別を見るあるに似たり。概して公費生は真面目に一定の学校に在学し、其の行動亦た私費生の放縱の甚しきが如きに至らず、思ふに公費たり私費たる立場の相違が、学生をして此の学風の相違あるに至らしめたるもの乎若しくは他の原因ある乎。警監学校九月末の調査に依れば公費生総数百二十六名に対し退学者四名、私費総数三百九十五名に対し退学者四十四名の計算なり。即ち前者に在りては、在學生に対する退学者の歩合僅に三分余なるにも拘はらず、後者に在りては実に一割以上に上る、一隅を挙げれば以て三隅を推すべし、吾人は簡單なる以上の統計を見て、両者の間に懸隔あるを測るに難からざるを覚う。」とある¹³⁾。

開校して一年も経たない11月に、日本語時間の増減問題をめぐって、休校騒動まで引き起こした。この問題は同校本科生の全部を刺激し、結局三日間の同盟休校を演出し、一種の学校騒動の観を暴露する

10) 留学生学校概況（二）東京警監学校、『同仁』、第一卷第六号、明治39年（1906）11月、第27-28頁。

11) 同上。

12) 同上。

13) 同上。

のに至った。その始末の一端は、終に二、三新聞紙上にも掲載されることになった。

事件の経過について、次の記事に詳しく見られる。「元來同校に於ては、本科一学年間最も重きを日本語の教授に置き、一週四十時余の教授時間中、其の一半は殆ど之を日本語の為に費やすこととなせり。是れ学校の教授方針として一学年間に充分邦語の素養を与へ、第二学年よりは総べての学科に通訳を用ゆることなく、邦語に依れる邦人の教授を直ちに理解し得べき素地を作らしめんとにありしなり。然るに此の方針は一般本科学生の極端なる不満足を惹起し、遂に同盟休校の主因を為すに至りたるこそ意外なれ。学生等は思へらく、僅々二ヶ年の歳月を以て警察若しくは監獄に関する学理と実務とを修習することなれば假令一ヶ年の間とは云へ教授時間の一半を挙げて之を日本語の為に割愛する如きは特殊学科の研究上至大なる障碍を受くる次第ゆへ此の方針を改正して今少しく法律等に関する授業時間を増すべきものなりと、依りて学生等は此の希望を以て之を学校監理にまで提供したり。」とある¹⁴⁾。

残念ながら、学校側では、一切学生の希望をまったく無視した態度であったために、学生の不満を大いに刺激し、休校騒動まで引き起こした。今回の事件に関して、客観的立場の報道者も前述した寄宿舎問題と相違し、「之を教授上より見るも將た又学生管理上より見るも、同校に取りては実に由々敷大問題たりしなり」と判断し、責任を学校側にあると指摘した¹⁵⁾。

また、騒動の背後に同校通訳による教唆煽動があることも看過できない。「しかば、一般本科学生等が頗る不満足の状態にありたる其の矢先、同校通訳の某なるもの、若し現状の如くにして学校が重きを日本語の教授に置くとときは、第二学年目よりは、或は通訳の必要これなきに至るべく、従って自己の地位に如何なる打撃を受くべきやの懸念に駆られ、所謂脊に腹は換へられぬの諺に洩れず、彼は終に疑を学生の一角と相通じ、之を煽動教唆して路に登校の同胞を要し、終に這般の騒動を見るに至りたるものなりと伝ふ。」とある¹⁶⁾。

その上、学生の一部が気脈を某学堂と通じ、袂を連ねて転学の拳に出たのは必しも無根の事実ではなさそうである。

ことここに至り学校においても最早打ち棄て置くべきにあらずとし、結局学生の希望を受け入れ、日本語の時間を減縮し、さらに民法、国際公法、行政法等の諸科目をもって、新たに数名の講師を招聘し一件の落着をつけたという¹⁷⁾。

新聞記事では、終始として事件の成り行きを冷静に観察したうえに、学校職員や動揺学生や他学校の学生誘致に対し、次のようにそれぞれ中立公平な評論を加えた。「近時一二新聞の所報に依るに、校中職員生徒の間に多少の軋轢ありて、生徒の幾部が他校に転ずべしとか或は転ぜしとか云ふを聞く、吾人は清国学生収容の各学校が各自に発達して其の特色を完全にせんことを希望するがゆへに、些細の小紛に依りて漫りに移動する清国学生等の卑むべく笑ふべきを注意し、而して学校職員に対しては特に能く誠実公平に生徒を取り扱ひ一点非難すべき理由の存せざるを望まざるべからず。若し夫れ逆旅主人の商売

14) 同上。

15) 同上。

16) 留学生学校概況(二)東京警監学校、『同仁』第一卷第六号、1906年11月、第29頁。

17) 同上。

の如く甲学校は乙学校の紛擾動揺を奇貨として其の生徒を自己の学校に引き込み、丙学校は乙学校の生徒を哄かして自己学校の生徒を増加せんとする如きあらば、その陋劣なる心事は動揺学生等の卑むべきより更らに卑まざるべからず。」と見られる¹⁸⁾。

四、東京警監学校の卒業生

東京警監学校の監獄学の講師は、近代日本監獄学の創立者で、1908～1910年大清獄務顧問として招聘された法学博士小河滋次郎である。当時司法省監獄局長である小河は招請に応じて、東京警監学校で翌年1907年2月10日に行われた当校の第一回卒業式に列席し、下記の祝辞を述べた。幸いに、当日の祝辞は小河が翌日の日記に書き入れたので、現存している。

昨日は清国留学生の爲めに設けられたる東京警監学校に於て第一回の卒業式を挙げらるゝに就き招待を受けて臨席した所が不幸にして僕は来賓として何か一言を述べねばならぬと云ふ立場になつて止むを得ず十分計りお喋舌を爲たが其要旨はざつとこふである、「諸子は卒業をして国に帰へる、所謂錦を衣て故郷に入る譯であつて諸子の得意想ふべしである、……諸子にして帰国の上自ら看守巡査となる決心がない以上は決して清国に於ける警察監獄の根本的改良は望み得られぬこと、思ふ、諸君の前途、必らず一国の運命を支配すべき高き枢要の局に当らるゝ時機あるべきは明白のことであるが一躍此に至ることは困難である、縦令ひ容易であつても是れは反て諸子の爲めに又大清国の爲めに決して望まじきことでは無いと思ふ、我国今日に於ける基礎ある警察監獄の改良を見るを得るに至つた所以のものも一世の英雄豪傑とも言はるべき有力の人が身を斯業下級の官職に捧げて経営尽力した所があつた爲めである、我が今日の台閣に列して居る大官の内にも曾て警察監獄の下級官吏たりし所の人もある、後の清国の大官たるべき輿望と資格とを有せらるゝの諸子は宜しく先づ卑くきにあつて警察監獄の根本的改良の任務に従事するの覚悟を持つてかゝらねばならぬと思ふ」¹⁹⁾

上記の祝辞に、小河は1906年中国地方政府連合派遣「調査日本監獄員」を含めた一期生に篤い思いをこめて論じた。東京警監学校から卒業し、故郷に錦を飾るというつもりでいることは十分予想できるが、一躍に一国の運命を支配すべき高い枢要の職位に至ることは困難である。さらに、日本の監獄改良を例にし、その成功原因は一世の英雄豪傑とも言うべき有力者が、身を斯業下級の官職に捧げて経営尽力したためである。当時日本の台閣に列して居る大官の内にもかつて警察監獄の下級官吏をしたことがある。したがって、自ら看守巡査のような下級官吏となる決心がない以上は、決して清国に於ける警察監獄の根本的改良は望めない、と繰り返して強調した。祝辞において小河は、清国留学生に厚い期待と鼓舞する言葉をかけている。

「調査日本監獄員」はおそらく小河の祝辞を傾聴し、同月に帰国したと考える。その在日活動に関する

18) 警監学校の小紛、『同仁』第一巻第六号、1906年11月、第4頁。

19) 一一〇「東京警監学校第一回卒業式の演説」（小河滋次郎『丁未課筆』、春の巻二月十一日）、第107頁。

史料は未だに見つからないが、直隸調査員の帰国後の報告書から多少推知することが出来る。

直隸調査員蔡振洛は「上直督袁改良直隸監獄條陳」に渡日時間と在日視察活動について言及している。「職於去年六月由法政學員蒙官保派赴日本考察監獄，本年二月事竣回国銷差。除会同文倅真等將所有調查日本各監獄辦法及與其獄官及專家隨時咨談，分類記載，繕本恭呈鈞覽」とある²⁰⁾。これによると、「調査日本監獄員」は光緒三十二（1906）年六月に上海より出発し、翌年二月に帰国し、滞日期間は半年であった。彼等は東京警監学校の修学の他に、日本監獄を实地踏査し、日本獄官と専門家とも交流を交わしたことがわかる。

見学した日本監獄について、もう一人の直隸監獄員高蘊傑は手がかりを提供した。「卑職初到日本，先就東京巢鴨兩處監獄參觀，見其規模闊大，表裏完全，轉念直省州縣衆多，若完全行仿照舉辦，財力恐不敷，成效亦難驟見。迨至市谷小菅横浜浦和各處監獄參觀，始見各監房有新舊參半者，有純用舊式者」とある。調査員は滞日中、東京、巢鴨、市谷、小菅、横浜、浦和などの六カ所の監獄を見学した。また、日本獄官との交流も記録している。「見学中、日本獄吏は日本監獄改良の始末を教えてくれた。改良の最初は各監を同時に西式建築に改築したかったが、經費不足で一斉に完成できないので、融通応変をきかせて、まず獄制の内容を変え、次第に外觀を変えていくことにしたという」と記している。これを聞いて、「必ず精神を先にして形式を後にすべし。その上、地理の便宜と時勢の緩急を見計らい、改革の先後順番を決めるべし」という監獄改良方針にたどり着いた。ほかに、市谷監獄の典獄官は『囚人及び懲治人遵守條例』という一冊の本を寄贈してくれた。高蘊傑は小河滋次郎と監獄周辺の戒護を強化して犯人逃走を防止する問題を検討した²¹⁾。

范炳勳は帰国後、天津習芸所典獄に、高蘊傑、蔡振洛は天津習芸所看守所學堂の教員に就任した。范、高、蔡三人はそれぞれ「上直督袁改良直隸監獄條陳」という長文の報告書を直隸総督袁世凱に提出した。三人とも「監獄學堂を設けて獄官を育てる」を第一の要務として取り上げた。典獄范炳勳の別記した「天津習芸所稟添招看守設學教練文稟」に対し、袁世凱は「所擬章程尚為妥洽、仰即實力講求、以征進步」²²⁾と同意し、期待をかけた。この結果、天津習芸所に看守所學堂が誕生した。

「調査日本監獄員」の他に、小河の教示を受けた東京警監学校の卒業生から俊才も生まれた。王元増はその一人である。王は、帰国後に奉天地方檢察庁檢察官に任命され、1910年に自費でヨーロッパ先進国の監獄を視察した。その才能は司法総長許世英に認められ、民国元年（1912）8月13日に北京監獄典獄長に任命された。北京監獄の前身は、即ち清末時代に創立された京師模範監獄である。民国初年の法曹界では、王元増の実力はすぐに広く認められた。当時の司法部典獄司長の王元約は、王元増の著作『監獄学』のために序言を記し、「治獄為一生慈善事業、不當作一種官吏生涯」と、王元増の監獄事業に対する熱情を大いに褒め称えた。司法総長の許世英も王元増の著作『北京監獄紀實』の序言に「不佞于役歐墨、王君元増斥貲從遊、心焉識之、謂若元増誠治獄才也」と記し、彼が監獄管理の秀才であると認めた。

王元増は彼の師匠で文章家として世に知られた小河に学び、多数の監獄学の作品を出版した。主な

20) 「候補直州判蔡振洛上直督袁改良直隸監獄條陳並批」、『北洋公牘類纂』、文海出版社1967年版、第425頁。

21) 「調査日本監獄員高令蘊傑上列憲改良直隸監獄條陳」、『北洋公牘類纂統編』、卷四吏治二、第298-305頁。

22) 『北洋公牘類纂』卷五 吏治三 監獄習藝。

は以下の8種類である。

1. 日本監獄實務（第一編）、1908年、江蘇嘉定教育會、石印一冊。
2. 獄務類編、1913年、北京監獄印行。
3. 北京監獄紀實、1912年初印、1913年修訂、北京監獄印行。
4. 中國監獄之沿革及現今狀況、1914年、北京監獄印行。
5. 京師第一監獄作業實務彙編、1916年、北京監獄印行。
6. 監獄規則講義、1917年、北京監獄印行。
7. 監獄學、1924年、北京監獄印行。
8. 京師第一監獄報告等其他監獄實務資料彙編若干。

そのうち、彼の代表作は言うまでも無く民国13年（1924）4月に印刷された『監獄学』である。合計13章で、21万字からなる。

同書の例言に王は、自分の学問は師匠の小河から受け継いだと明確に書き記した。

是以本書蕙集事例、采擇械群言、不厭繁複、而立論大體、亦多取資小河師說、俾從事獄務者、得斟酌取捨、循序漸進、是則本書之微旨也。

また、王元増は1912年に編集した『北京監獄紀實』の例言にも自分の成長履歴を総括している。その中にも師匠の小河に対して感謝の意を隠さずに述べている。

監獄學之智識得之于小河滋次郎先生者最多、其實務上之研求、又得先生之介紹、親受浦和監獄典獄長早崎春香先生之指導、嗣又得從許總長之後、歷史觀英俄德法義奧荷比各先進國之監獄。

つまり、王元増は1906年に日本に渡り、東京警監学校に入学し、小河滋次郎の講義を聴講した。卒業する前に、小河の手配により、浦和監獄で実習し、典獄の早崎春香の指導を受けた。帰国後、自費で欧州各国の先進な監獄を歴遊した。

日本での監獄実習のことは、小河が清国獄務顧問としての赴任中の1908年秋に北京で王元増に頼まれて彼の作品『日本監獄実務』のために書いた序言にも見られ、照合することができる。

清國留學生、與余有師弟之誼者、前後至數百人之多、而能深造斯業、駸駸乎臻出藍之境者、亦頓不乏之人、如王君元増者即其一也、……一日有自稱東京警監學校畢業生、叩餘之門者、延而見之、即曩之在講臺前、熱諗面貌、而有所屬望於其首途之篤學者、至此始識其人為王元増君、……懇求甚切、一片熱誠、溢於顏色、餘特請於政府、許君從學監獄、惟為從事寔務研究便利、計宜先究心於幼年犯罪者之懲治、漸及於一般受刑者之管理、故指定川越懲治場及浦和監獄、循序而進、是為得計、君深感余之玉成其志也、欣躍不能措、遂束裝赴川越懲治監、駐此約兩閱月、……、後移浦和監獄、居此亦三閱月……戊申（光緒34、明治41、1908）初秋僑寓北京 嶽洋生²³⁾

小河の育てた数百人の中国人留学生の中で、王元増が最も小河の期待に応えた優秀な一人であった。小河によれば、ある日、王は東京警監学校卒業生と自称し、小河を訪ね、日本監獄の実務研修という懇望を訴えた。授業中、熱心に勉強するため面貌をよく覚えていて、名前はそのときの面会でやっと分かったという。小河はその勉学の熱情に心を打たれ、日本政府に報告し、諸手続きをしてくれた。小河は、

23) 小河滋次郎「燕京閑話」（『上田郷友会月報』第270号、1909年4月）、第7-9頁。

王のための研究の便宜と手順を考慮し、まず日本最初の幼年監である川越懲治場に2ヶ月実習する機会を与えてくれ、幼年犯罪者の懲治を学ばせ、次に浦和監獄で3ヶ月研修させ、一般受刑者の管理法を勉強させてくれたと言う。

このことから小河滋次郎が、いかに王元増を育成しようとしたかの苦心の程がよく窺い知ることが出来よう。小河の努力は、王元増と言う優秀な学生によって実を結んだと言えるであろう。

五、おわりに

1906年2月に創設された東京警監学校は、専ら清国の警察官と監獄吏の養成のために設けられた。清国直隸総督袁世凱の要請により、清国公使が日本警視庁と協議した結果、誕生したのである。しかし、西洋の法律制度を大規模に取り入れようとする「清末修律」という時運に乗せて現れた東京警監学校は、世に知られず埋もれている。

前述したように、東京警監学校は設立初年に転校風潮があったとしても、優秀な卒業生が育成されたことは否認できない。したがって、その歴史的功績は十分に認めるべきである。

この点については、下記の当時の日本教育界における世論によって裏付けられる。

東京警監学校は、其校舍に於ても其の生徒数に於ても清国学生收容学校の中に就いて先づ中位を占むるものなり、其の教ゆる所は一年若くは二年の短日月に於て、清国人の警察若くは監獄等に従事する希望者を收容する簡易学校に過ぎずと雖も、清国の警察並に監獄事情が未だ全く旧式を脱却せざる今日に於て彼等を教育する亦決して軽視すべきにあらず。

北京政府が今や法学博士を招聘して法律編纂に鋭意する以上は、各省が遠からずして之れに模倣するに至るべきは亦た疑ふを要せず、清国の法律就中刑法若くは財産上の私法等が二三年を経て稍や秩序ある条文を發布するに至るも、之が実行に従事する官吏にして毫も新智識を備ふる無くば、謂ゆる猿猴の剃刀を持するもの、自ら傷けざるはあらず、警監学校が簡易なる一学校に外ならざるも吾人は十分に之を尊重するの理由を有す。²⁴⁾

要するに、1906年2月に創設された東京警監学校は、専ら清国の警察官と監獄吏の養成のために設けられ、同校とそこで勉強した清国留学生のことはこれまで看過されてきた。しかし、上述したように、1906年に直隸をはじめとする中国地方政府十省に連合派遣された「調査日本監獄員」や、公費私費の清国留学生などは、東京警監学校において勉強し、帰国後は清末から民国初期に法制関係の職務に従事して活躍して警察監獄を含む中国法制の近代化に寄与したのであった。

24) 警監学校の小紛、『同仁』第一卷第六号、1906年11月、第4頁。